

三田証券株式会社 保護預り約款等 新旧対照表

「保護預り約款」

(変更箇所は下線部)

新 (略)	旧 (略)
<p>(保護預り管理料) 第15条 当社は、<u>お預り資産が一定の金額に満たない口座</u>（以下「<u>対象口座</u>」といいます。）について<u>当社所定の料金をいただきます。ただし、当社が別途指定する条件に該当するお客様からは口座管理料はいただきません。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>対象口座の判定は、月末最終営業日におけるお客様の預り資産残高を基準として毎月行うものとし、対象口座については当社において別途定める日ごとに口座管理料をお支払いいただきます。期間の途中でお支払いいただく場合であっても日割りによる調整はいたしません。また、期間の途中で口座を解約した場合も含めいかなる事由によっても返還しないものとします。</u></p> <p>4. <u>当社は、口座管理料をお支払いいただけない場合、お客様からの有価証券の買付注文はお受けしないものとし、未納口座管理料が入金されるまでは、有価証券の売却注文以外の取引を全て凍結させていただきます。有価証券の売却注文があった際はこれによる売却代金から優先的に口座管理料をいただきます。なお、口座凍結中は、口座管理料は発生しないこととします。</u></p> <p>5. <u>口座管理料をお支払いいただけないお客様であつて、当該口座に有価証券のお預けがない場合につきましては、本約款及び別に定める各取引の約款又は規定にもとづいて口座を解約させていただく場合がございます。</u></p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p>(保護預り管理料) 第15条 当社は、<u>口座を開設したときは、その設定時及び口座設定後1年を経過するごとに所定の料金をいただきます。</u></p> <p>2. (略) (新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>

「振替決済口座管理約款」

新 (略)	旧 (略)
<p>(口座管理料) 第14条 当社は、<u>お預り資産が一定の金額に満たない口座</u>（以下「<u>対象口座</u>」といいます。）について<u>当社所定の料金をいただきます。ただし、当社が別途指定する条件に該当するお客様からは口座管理料はいただきません。</u></p> <p>2. (略)</p>	<p>(口座管理料) 第14条 当社は、<u>口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</u></p> <p>2. (略)</p>

<p>3. 対象口座の判定は、月末最終営業日におけるお客様の預り資産残高を基準として毎月行うものとし、対象口座については当社において別途定める日ごとに口座管理料をお支払いいただきます。期間の途中でお支払いいただく場合であっても日割りによる調整はいたしません。また、期間の途中で口座を解約した場合も含めいかなる事由によっても返還しないものとします。</p>	(新設)
<p>4. 当社は、口座管理料をお支払いいただけない場合、お客様からの有価証券の買付注文はお受けしないものとし、未納口座管理料が入金されるまでは、有価証券の売却注文以外の取引を全て凍結させていただきます。有価証券の売却注文があった際はこれによる売却代金から優先的に口座管理料をいただきます。なお、口座凍結中は、口座管理料は発生しないこととします。</p>	(新設)
<p>5. 口座管理料をお支払いいただけないお客様であつて、当該口座に有価証券のお預けがない場合につきましては、本約款及び別に定める各取引の約款又は規定にもとづいて口座を解約させていただく場合がございます。</p>	(新設)
(略)	(略)

「株式等振替決済口座管理約款」

新	旧
(略)	(略)
<p>(口座管理料) 第34条 当社は、お預り資産が一定の金額に満たない口座（以下「対象口座」といいます。）について当社所定の料金をいただきます。ただし、当社が別途指定する条件に該当するお客様からは口座管理料はいただきません。</p>	<p>(口座管理料) 第34条 当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</p>
2. (略)	2. (略)
<p>3. 対象口座の判定は、月末最終営業日におけるお客様の預り資産残高を基準として毎月行うものとし、対象口座については当社において別途定める日ごとに口座管理料をお支払いいただきます。期間の途中でお支払いいただく場合であっても日割りによる調整はいたしません。また、期間の途中で口座を解約した場合も含めいかなる事由によっても返還しないものとします。</p>	(新設)
<p>4. 当社は、口座管理料をお支払いいただけない場合、お客様からの有価証券の買付注文はお受けしないものとし、未納口座管理料が入金されるまでは、有価証券の売却注文以外の取引を全て凍結させていただきます。有価証券の売却注文があった際はこれによる売却代金から優先的に口座管理料をいただきます。なお、口座凍結中は、口座管理料は発生しないこととします。</p>	(新設)
<p>5. 口座管理料をお支払いいただけないお客様であつて、当該口座に有価証券のお預けがない場合につきましては、本約款及び別に定める各取引の約款又は規定にもとづいて口座を解約させていただく場合がございます。</p>	(新設)

(略)	(略)
-----	-----

「投資信託受益権振替決済口座管理約款」

新 (略)	旧 (略)
<p>(口座管理料)</p> <p>第13条 当社は、<u>お預り資産が一定の金額に満たない口座（以下「対象口座」といいます。）について当社所定の料金をいただきます。ただし、当社が別途指定する条件に該当するお客様からは口座管理料はいただきません。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>対象口座の判定は、月末最終営業日におけるお客様の預り資産残高を基準として毎月行うものとし、対象口座については当社において別途定める日ごとに口座管理料をお支払いいただきます。期間の途中でお支払いいただく場合であっても日割りによる調整はいたしません。また、期間の途中で口座を解約した場合も含めいかなる事由によっても返還しないものとします。</u></p> <p>4. <u>当社は、口座管理料をお支払いいただけない場合、お客様からの有価証券の買付注文はお受けしないものとし、未納口座管理料が入金されるまでは、有価証券の売却注文以外の取引を全て凍結させていただきます。有価証券の売却注文があった際はこれによる売却代金から優先的に口座管理料をいただきます。なお、口座凍結中は、口座管理料は発生しないこととします。</u></p> <p>5. <u>口座管理料をお支払いいただけないお客様であつて、当該口座に有価証券のお預けがない場合につきましては、本約款及び別に定める各取引の約款又は規定にもとづいて口座を解約させていただく場合がございます。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(口座管理料)</p> <p>第13条 当社は、<u>口座を開設したときは、当社が定める基準に従い、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</u></p> <p>2. (略) (新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>